

亞炭鉱業に対する政府の処置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十一日

油井賢太郎

参議院議長 松平恒雄殿

八

亞炭鋳業に対する政府の処置に關する質問主意書

亞炭の配給統制については配炭公團法の定むる処により公團において完全買取の制度があるにも拘わらず、買取制限を行つたため業者は十月分の労銀さへ支拂う事の出来ない処もあり、資材の購入運轉資金の行詰りから休山又は廢鋳の頻発を見ているという事である。業者は關係官廳である石炭廳、大藏省復興金融金庫配炭公團等に連日の如く交渉を進めているが責任の歸着点が明瞭でなく徒らに堂々巡りを繰返すに過ぎない状態である。左記の條項に対し政府の明確なる処理方針を示し亞炭鋳業の進むべき方を誤りなきよう期せられたい。

一、坑所貯炭は公團が当然買取るべき事を予想し生産されたものであるから配炭公團をして完全買取を実施されたいとの要望がある誠に当然の事と思われるが別表(1)、(2)の公團法第十六條の不履行による炭代金に對する政府の具体的見解如何。

二、公團側としては復金が融資をしないので買取が出来ないという話もあるが復金に對して速やかに融資

の指令を出せないものか。

三、復金の言によれば赤字融資となる虞れある亞炭の買取に対しては政府より固く禁止されているというが果して事実なりや。

四、公團が亞炭を公定價格で引取つて赤字が出るというのは誠に不審に堪えない、生産者價格噸当り一、九〇〇円に対し四〇〇〇円の手数料をとつて販賣して尙且つ赤字が出るというのは如何なる経費が掛るのか。

五、亞炭の價格が石炭に比較して高過ぎるので買受人が尠いという話もあるが石炭に比べ國家の利害得失上價格補償金等に対し政府として如何なる対策を有するや。

六、亞炭の統制撤廢による過渡的措置として三ヶ月位の繋ぎ資金七億八千万円弱の要求が別紙の通り出てゐるが尤もの事と思われる。之に対する政府側の見解如何。

(一) 七月一日現在貯炭買取金額(公團法第一六條による)

七月一日迄の不履行分

貯炭数量	平均價格	金額
一二六、三四〇	一、二〇〇	二七二、六〇八、〇〇〇円

(註) 貯炭数量は二五一、四八九なるも四〇立方尺一噸として換算

(二) 公團法第十六條不履行炭金額

月別	平均生産量	公團買取量	山元消費量	差引買取不履行	炭價	金額
七	二九、六〇〇	二五、八〇〇	三、八九〇	七〇、九一〇	一、二〇〇	八五、〇九一、〇〇〇
八	三九、六〇〇	三六、九五九(見込)	三、八九〇	六九、七六〇	〃	八三、七三二、〇〇〇
九	三九、六〇〇	三五、〇〇〇(見込)	三、八九〇	七二、七一〇	〃	八三、〇五二、〇〇〇
一〇	三九、〇〇〇	六、四〇〇	四、六〇〇	〇	〃	〇
計	一五二、八〇〇	一四七、二五九	一三、二六〇	二〇七、三九〇	〃	二四、八五、〇〇〇

(註) 平均生産量は二四四、〇〇〇(三六立方尺一噸)を貯炭同様四〇立方尺一噸として換算山元消費量は七一九割当量の平均なり

(三) 産業再建資金

紐切回復資金

月別	平均生産量	山元消費量	販賣見込量	代金回収不能量	炭價	金額
一〇	一四、〇〇〇	四、六〇〇	一四、四〇〇	一四、四〇〇	一、九〇〇	二六、六〇〇、〇〇〇
二	三九、六〇〇	三、八九〇	三六、七一〇	二五、三六八	〃	三四、一九、二〇〇
三	二九、六〇〇	二、八九〇	二六、七一〇	一三、三五五	〃	一六、三〇、五〇〇
計	五五、二〇〇	三〇、三九〇	五四、八三〇	四〇、二三三	〃	七九、三三、七〇〇

備考 販賣代金の回収は販賣見込数量に対し一〇月は 一〇%、一二月は五〇%程度可能一月以降大体入金を予想す

総計 (一)+(二)+(三) 一、三〇五、六九七、七〇〇、〇〇